

高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業 ～事業期間の延長のご案内～

東京都は、高齢者の家庭での新型コロナウイルスの感染を防ぐため、同居家族から一定期間離れて都内宿泊施設に滞在することに定額の支援をする事業を実施しています。この度、以下のとおり事業期間を延長します。

事業期間の延長

(延長前)令和4年2月21日(月)(チェックイン)から5月22日(日)(チェックアウト)まで

(延長後)令和4年2月21日(月)(チェックイン)から6月30日(木)(チェックアウト)まで

事業概要

1 利用できる方

宿泊時に以下の①及び②の要件を全て満たす方がご利用いただけます。

- ① 都内在住の65歳以上の高齢者の方
- ② 同居人がいること(同居人のうち少なくとも1名は本事業を利用しない方であること)

なお、利用者の介助等の付き添いが必要な場合、都内在住の方であれば年齢を問わず1名まで利用可能

2 利用できる宿泊施設(令和4年5月20日現在)

309施設(区部290施設、多摩地域16施設、島しょ地域3施設)

3 利用期間

令和4年2月21日(月)(チェックイン)から 令和4年6月30日(木)(チェックアウト)まで

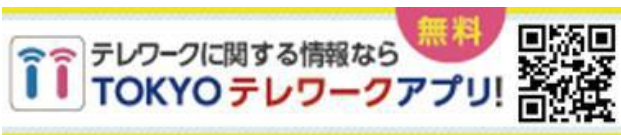
4 対象の宿泊プラン

- ・ 6日間連続して(6泊7日)、都内の対象宿泊施設に滞在する宿泊プランが対象です。
- ・ 期間途中で利用を中止する際は、それ以降については原則として各宿泊施設の正規料金に基づくキャンセル料をお支払いいただきます。
- ・ 1人1泊あたり6,000円(税込)以上20,000円(税込)以下の宿泊プランについて、助成額分(1人1泊あたり定額5,000円)を割引します。
- ・ グループで利用する場合、付き添いを含めて、4名までの利用とします。
- ・ 宿泊中は、食事や日用品の買い物以外では基本的に宿泊施設からの外出を控えていただくとともに、チェックアウトまで毎日1回は検温等に御協力いただきます。

5 利用方法

- ・「利用できる宿泊施設一覧」からご希望の宿泊施設に、事前に本事業対象の宿泊プランであることを確認のうえ、直接予約を行ってください。
 - ・あらかじめ助成額分を割引した金額で対象の宿泊施設が販売を行います。
 - ・準備の状況や販売方針などにより、販売期間、販売方法などは、宿泊施設ごとに異なります。
 - ・利用日当日までに陰性であることの確認等の「誓約書」を用意いただき、チェックインの際にご提出ください(代表者だけでなく利用者全員が作成)。
 - ・チェックインの際に、ご本人及び同居人の方の運転免許証等の提示により、宿泊時に都内在住・65歳以上(介助等の付き添いの場合は都内在住)であること、同居人(※)がいることを確認します。
(※)同居人は、同居人(本事業を利用しない方)1名分の運転免許証等(コピー可)の提示により、利用者と同じ住所であることを確認
 - ・チェックアウトの際は宿泊施設へ「宿泊報告書」をご提出ください(利用者全員が作成)。
- 「利用できる宿泊施設一覧」や利用方法の詳細、「誓約書」と「宿泊報告書」の様式については以下の東京都産業労働局ホームページをご確認ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/koureisya/index.html>



【問い合わせ先】

産業労働局 観光部 振興課
電話 03-5320-4768